

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	4
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	5
○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	5
高知県公安委員会告示	
◎高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め	6
落札公告	
○落札者等の公告(3件) (デジタル政策課)	7

規 則

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第38号

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例(令和2年高知県条例第47号)附則ただし書の規定に基づき、同条例附則ただし書に規定する改正規定の施行の日は、令和3年7月1日とする。

高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第39号

高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県漁港管理条例施行規則(昭和38年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第4項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得たときは、指定管理者が定める方法により利用の許可を受けることができる。

第5条の2第5項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理漁港施設のうち田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところにより利用の許可を受けることができる。

第5条の2第6項中「前項」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところによる。

第8条中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式の3までの規定中「㊟」を削る。

別記第6号様式の4中

「1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)」

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったこと

を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

「1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)」

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊟」を削る。

別記第14号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

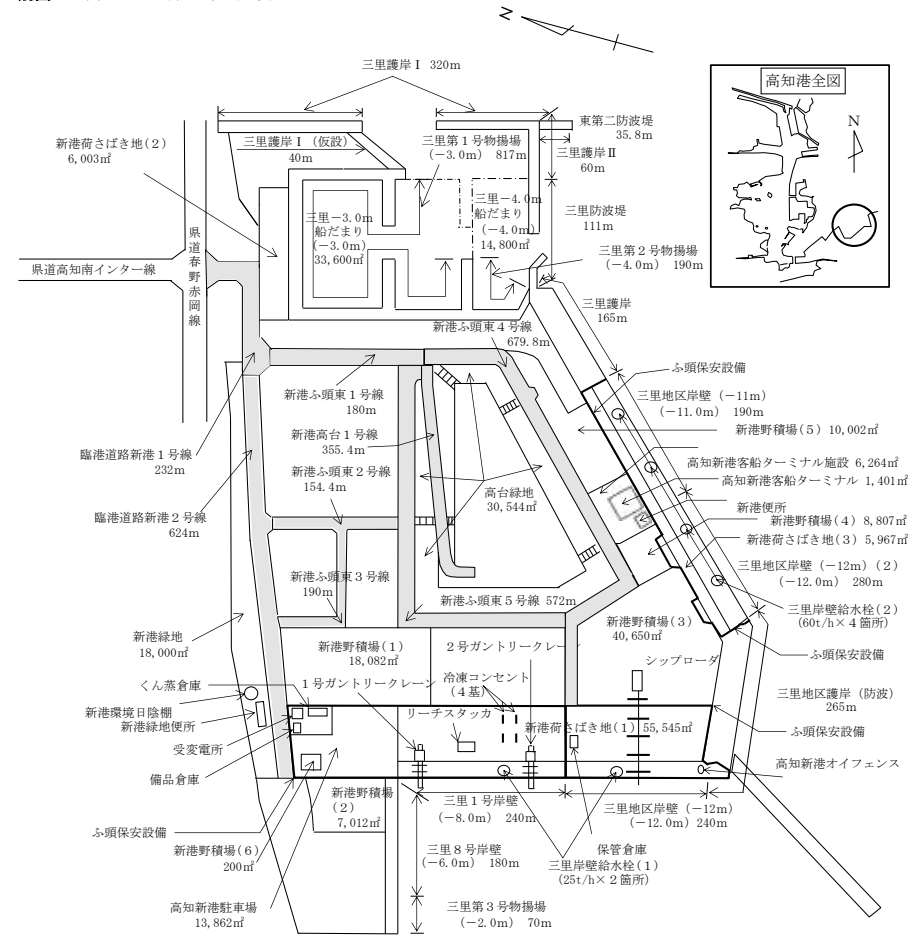
高知県規則第40号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



備考 三里地区岸壁 (-12m) (2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第10号様式中「㊟」を削る。

別記第11号様式中「決定があった」を「裁決があった」に、「その決定」を「その裁決」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県港湾施設管理条例施行規則別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式は、この規則による改正後の高知県港湾施設管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第348号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称

「今日はさかなにしよう」買って応援キャンペーンPART 2に関するアンケート調査（協力店舗対象アンケート）

2 調査の目的

「今日はさかなにしよう」買って応援キャンペーンPART 2（以下「キャンペーン」という。）の成果及び評価を把握し、令和4年度以降の消費拡大事業の運営等に活用するための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域

県内全域

(2) 単位

事業所又は企業

(3) 属性

キャンペーンの資材設置等に協力する高知中央市場鮮魚買受人協同組合に加盟する鮮魚店、「今日はさかなにしよう」推進パートナー店及び県内主要量販店

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 会社名（店名）

イ 生鮮水産物の取扱量に占める高知県産の割合

ウ キャンペーンの実施による高知県産の生鮮水産物の取扱量の変化

エ キャンペーンの実施により高知県産の生鮮水産物の取扱量が増えた魚種

(2) その基準となる期日

令和3年5月9日

5 報告を求める者

(1) 数

約80事業所及び9企業

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間事業者を經由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り

(2) 調査の実施期間

令和3年6月10日から同月末日まで

高知県告示第349号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の外郭施設の項中「延長121.9m」を「延長111m」に、「延長23.975m」を「延長35.8m」に、「延長180m」を「延長165m」に改め、同表の高知港の航行補助施設の項中

高知市仁井田字新港地先	高知新港灯浮標(2)	1基	〃
-------------	------------	----	---

を

高知市仁井田字新港地先	高知新港灯浮標(2)	1基	〃
〃	高知新港灯浮標(3)	1基	〃

に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	竹添 和夫	高岡郡中土佐町上ノ加江1748番地
〃	池田 修	〃 〃 久礼3901番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類
宿毛都市計画道路
- 縦覧図書
宿毛都市計画道路（1・5・1号宿毛中央線及び1・6・2号宿毛新港インター線）の変更（原案）
- 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び宿毛市都市建設課
- 都市計画の案の縦覧期間
令和3年6月1日（火）から同月15日（火）まで
- 公聴会の開催日時
令和3年6月25日（金）午後2時から
- 公聴会の開催場所
宿毛市中央二丁目7番14号 宿毛文教センター
- 公述申出書の提出期限
令和3年6月15日（火）

公安委員会規則

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第8号

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安委員会等（高知県公安委員会、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織による申請等の指定)

第3条 公安委員会等に係る手続等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等については、高知県公安委員会が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第4条 法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他本部長が必要であると認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて

入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 法第6条第6項の申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(電子情報処理組織による処分通知等の手続)

第7条 公安委員会等は、法第7条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、公

安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するものとする。

2 前項の場合においては、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

3 前項の場合において、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 法第7条第1項ただし書の処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を表示する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

(署名等に代わる措置)

第9条 法第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 法第7条第5項の処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会等が認める場合

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年高知県公安委員会規則第8号）第3条の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等を次のとおり定める。

令和3年6月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

申請等	根拠条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可（以下「道路の使用の許可」という。）の申請	道路交通法第78条第1項
道路の使用の許可に係る許可証の記載事項の変更の届出	道路交通法第78条第4項
道路の使用の許可に係る許可証の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
警備業務を行うに当たって用いる服装に関する届出	警備業法（昭和47年法律第117号）第16条第2項
警備業務を行うに当たって用いる服装に関する届出事項の変更の届出	警備業法第16条第3項において読み替えて準用する同法第11条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第17条第1項

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度高知県情報セキュリティクラウド運用委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
70,224,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和3年度給与システム運用保守委託業務外7業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
90,987,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125

号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年6月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度県庁ネットワーク運用保守委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
107,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため